

決議案第2号

掛田るみ子副議長に対する不信任決議

上記事項に関し、別紙のとおり決議することについて議会の議決を求める。

令和4年12月13日提出

提出者	中間市議会議員	小林 信一
賛成者	〃	山本 慎悟
賛成者	〃	蛙田 忠行
賛成者	〃	堀田 克也
賛成者	〃	田口 善大
賛成者	〃	安田 明美

掛田るみ子副議長に対する不信任決議

令和4年9月22日に開催された9月定例会本会議（最終日）の「中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例案」の賛否を問う討論の場において、副議長として議会に対する認識や討論の内容等において、幾つかの問題発言がありました。

問題発言の主たる内容は「蛙田議員から、個人版ふるさと納税を基金にするための条例を12月議会で上程する旨のお話がありました。議員が議案を提出することは、地方自治法で認められた権利であります。執行部が上程した条例を、形を変えて提案することは法的には可能な手法なのかもしれません」

また「一定の合意形成も成されないまま、数の力で条例を制定し、従わせようとする行為は、道義的に見れば中間市議会ハラスメント根絶条例に抵触するのではないかと危惧いたします」

さらに「条例に沿って業務を行うのは職員であります。もっと尊重してもいいのではないのでしょうか。条例の制定を遅らせることは、職員のやる気をそぐ行為であり、行政実務の遅れを招くことにもつながります」と言うものです。

これらの問題発言は、本会議の議場内の討論での発言であり、その様子はインターネットでライブ配信され、市のホームページでも閲覧できるものであるため、去る11月21日に問題点を整理し、事実に基づいた具体的説明、及び事実に基づいた具体的説明ができないものは撤回と謝罪を求める要望書（資料1）を議長に提出しました。

しかしながら、問題発言に対する具体的説明や撤回、謝罪はしないとの回答がありました。このことは、我々が問題発言と指摘するものは、全て正当な発言内容であると肯定されているものと受け止めるところです。

地方自治法第132条には「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定されています。「無礼の言葉」とは、議員が意見や批判の発表に必要な限界を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉とされています。

議員は、その発言に責任を持たなければなりません。問題発言には、政治的責任、道義的責任を問われることにもなります。また発言内容によっては、地方自治法第134条で懲罰の対象になることが規定されています。

我々議員は、市民から負託を受け選出された市民の代表者であります。また副議長の職にある者は議長を補佐しつつ、法の規定を遵守し公平公正に議会を運営し、議会を代表すべき立場にあると思われまます。今回の発言は二元代表制の議会を否定し、上程議案の採決における多数決の原理原則をも否定されている発言内容です。副議長としての資質の欠如と言わざるを得ません。

さらに議員個人や他の会派議員の議員活動を否定し、公の場で市民の皆様へ根拠なき発言をし、議会の品位をおとしめたばかりでなく、今回の「無礼の発言」がこのまま容認されれば、これからの会議や委員会での適正な審議ができないとの判断に至りました。

以上の理由により、掛田るみ子副議長不信任決議案を提出するものであります。

【 資 料 1 】

令和4年11月21日

中間市議会議長
中野勝寛様

中間クラブ代表
小林信一 印

9月定例会上程議案「中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例案」に関する掛田るみ子議員の発言について、説明及び謝罪を求める要望書

9月定例会に上程された「中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例案」の賛成討論において、公明党の掛田るみ子議員から賛成討論が行われた。この賛成討論はインターネットでライブ配信され、また中間市HPでの閲覧が可能であり、多くの市民に認知される場所である。

しかしながら、この賛成討論の発言内容には多くの問題点が認められる。掛田るみ子議員の問題発言は、議会の公的な場で行われたものである。そのため、以下の点について、議会の公的な場で明確なる説明及び謝罪を求めるものである。

掛田るみ子議員の賛成討論における問題点から

- 1 「企業は法人税から寄附額の最大9割が税額控除され、基金にすることで寄附した年に速やかに控除が受けらる」とあるが、企業版ふるさと納税が拡大していくことによって、本来の法人税制度が歪められていき各自治体の重要な財源をなす法人税が、各自治体間で取り合いになり、自治体の行政運営に支障をきたす状況が発生すると考えられる。この点をどのように判断されているのか、説明を求める。
- 2 「裾野市の例を上げ、市長が地元有缘のある企業を訪れ、トップセールスを展開している」と言われているが、本市においてこのトップセールスがどのように行われているのか、その情報は何ら提供されていない。具体的な情報提供がないままに上程された条例案を安易に承認することは、議員としての職責を果たすことにならない無責任な行為と思うが、このことをどのように考えられているのか、説明を求める。
- 3 「蛙田議員から、個人版ふるさと納税を基金にするための条例を12月議会で上程する旨のお話がありました。」と言われているが、ここで個人の議員名を上げる必要性があるのか、そこに何か意図するものがあるのではないかと思わすが、その説明を求めるとともに撤回と謝罪を求める。
これまでも、一般質問や常任委員会、関係担当課との学習会等において、個人版ふるさと納税の活用（運用）に関して、納税者の意向を踏まえて地場産業の育成や福祉の充実、あるいは教育の振興等に活用することを求め、基金の創設を求めてきた。個人版ふるさと納税の基金創設を棚上げにして、企業版ふるさと納税の基金条例を先行させる意図には理解しがたいものがある。個人版ふるさと納税の基金創設が優先されるべきと思われるが、どのようにお考えか説明を求める。

4 「議員が議案を提出することは、地方自治法で認められた権利であります。執行部が上程した条例を、形を変えて提案することは、法的には可能な政治手法なのかもしれません。」と言われているが、これは蛙田議員が執行部が上程した条例案文を模倣して条例案を作成し、12月議会に上程するものと受け止められる発言内容であり、地方自治法で認められた議員として権利の濫用とも解釈される。この発言内容の意図は何か、適切な説明と謝罪を求める。

5 「一定の合意形成も成されないまま、数の力で条例を制定し、従わせようとする行為は、道義的に見れば、中間市議会ハラスメント根絶条例に抵触するのではないかと危惧いたします。」と言われているが、これまで上程された案件については、事前に関係担当課との学習会等を実施し、また各常任委員会等においても我々協力会派の思いや意見を述べる中で、最終的な可否の判断をくだしてきた。

①「一定の合意形成も成されないまま」とは、何を意味しているのか、何を言わんとしているのか、さらに事前の関係担当課との学習会の実態を承知の上で発言されたのか、説明を求める。

②「数の力で条例を制定し、従わせようとする行為」の発言において、「数の力」とは何を意味しているのか。この「数」は誰を指しているのか。我々協力会派6名のことか、我々6名以外にもいるとすれば誰か明らかにしてもらいたい。

また、「数の力で従わせようとする行為」の発言には、数の力で暴挙を働き、反社会的集団を想起させるような発言でもある。この発言は、我々協力会派の議員活動を否定するものであり、市民の中に誤解を招きこれからの正常な議員活動を大きく妨害するものとなる。この発言の撤回と謝罪を求めるものである。

③「数の力で従わせようとする行為」とは、どのような状況・状態を言いたいのか、その真意が理解できない。具体的な説明を求める。

議会において、上程された案件の可否は賛否の多数決で決定されるものと解されるが、多数決の原理・原則を否定されるとなれば、どのような手段・方法で決定されるのか明確な説明と根拠なき場合の撤回と謝罪を求める。

④これまで、我々協力会派は執行部上程の案件を否決したことはあるが、市民から選ばれ、市民の負託を受けた議員として、中間市行政の執行状況を学習・審査し、中間市民にとってその是非を判断してきたものである。議員として正当なる行為である。議会制民主主義の根幹を成す多数決の原理を否定するものであり、議会の必要性をも否定するものであるが、どのようにお考えか説明を求める。

⑤「中間市議会ハラスメント根絶条例に抵触するのではないかと危惧いたします。」と言われるが、我々の行為・行動の何処がハラスメント根絶条例に抵触するのか明確なる説明を求めるとともに、根拠が明確でない発言であるなら、謝罪と発言の撤回を求める。

6 「条例に沿って業務を行うのは職員であります。もっと尊重してもいいのではないのでしょうか。条例の制定を遅らすことは、職員のやる気をそぐ行為であり、行政実務の遅れ招くことにもつながります。」と言われている。

これは、あたかも我々協力会派が意図的に条例制定を遅らせて職員のやる気をそぎ、行政実務の遅れを招くことにもつながる行為を行っているかのような発言と受け止められるが、この発言についてもどのような状況を言われているのか、具体的な説明と謝罪を求める。

以上、要望書の取り扱いにつきまして、よろしく申し上げます。